

支 払 基 金
平成 30 年 12 月 11 日

医薬品マスターの改定について

今般、下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。
なお、今回公表するマスターは、平成 30 年 12 月 12 日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を「20181212」に設定し収載しております。

記

平成 30 年 12 月 11 日付け厚生労働省告示第 410 号に基づく新規医薬品コードの設定（変更区分「3」：1 コード）